

C S 新宮東小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針策定の趣旨

いじめは、どの学校、どの子どもにも起こり得ることです。本校でもいじめの事案は発生しており、未然防止、早期発見、早期対応の取組を整備することが重要です。

そこで、関係法規の趣旨を踏まえ、本校において、いじめ防止の取組が組織的計画的に実施されるよう、「CS新宮東小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

2 いじめ問題に関する基本的認識（文部科学省資料から）

- (1) 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。
- (2) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることは早計である。
- (3) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。
- (4) いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。
- (5) 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取組も急務である。

○いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条

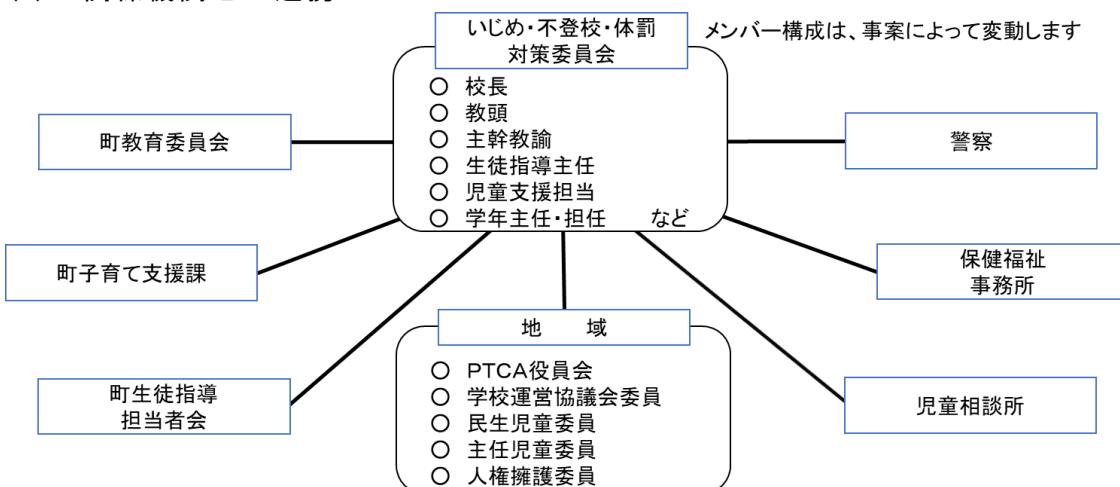
この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動に所属する児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

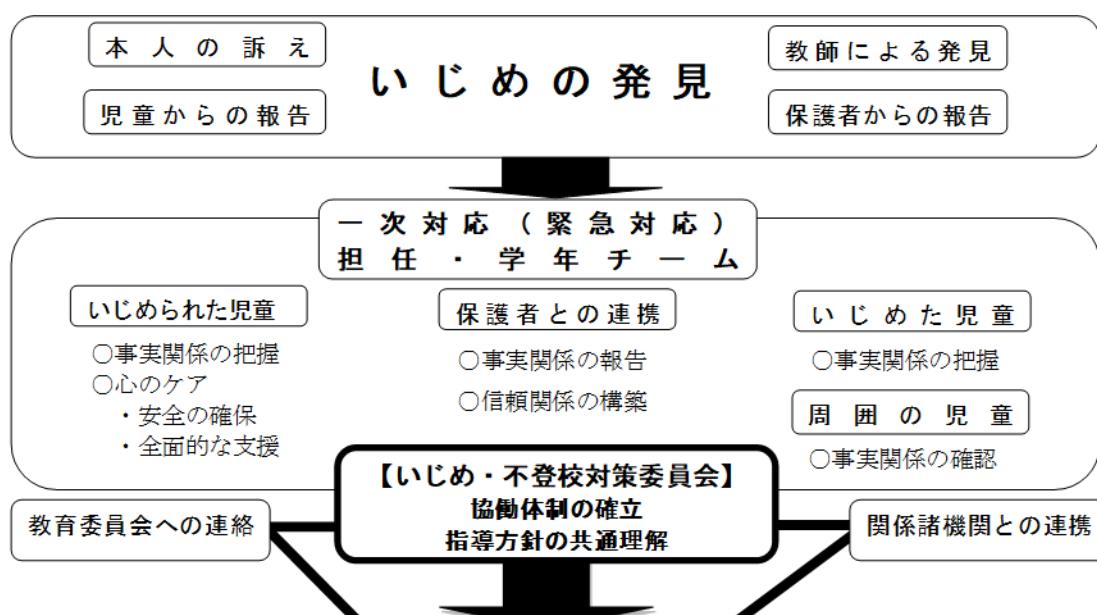
- 「心理的影響」とは、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間外れ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等での誹謗中傷や嫌なことをされる。等
- 「物理的影響」とは、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする、金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

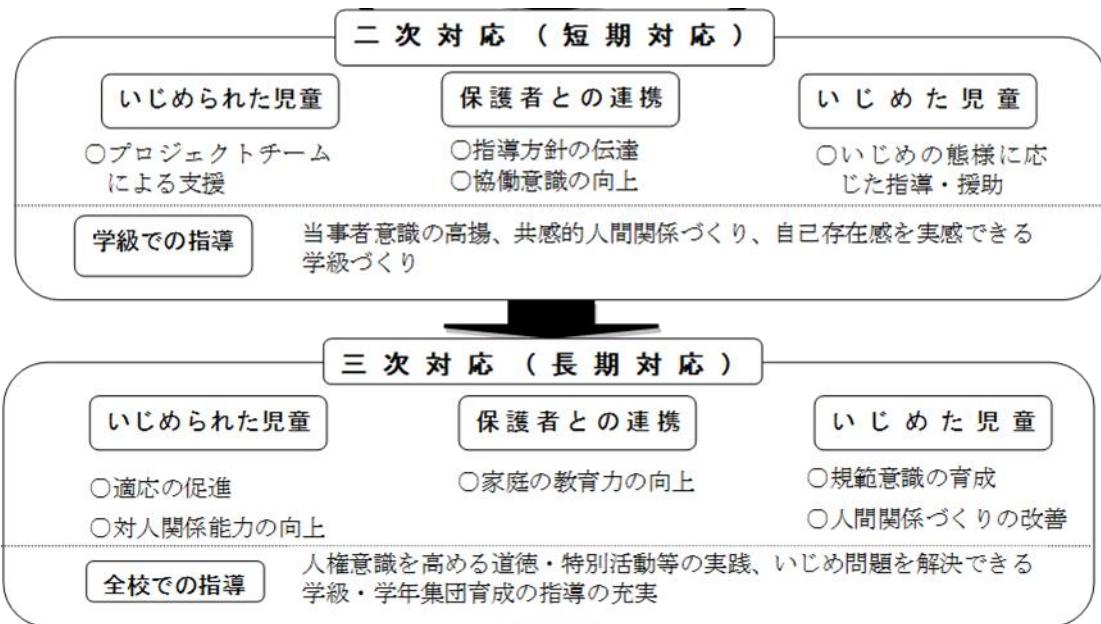
3 組織（いじめ・不登校・体罰対策委員会）の設置と運営

- (1) 構成
校長、教頭、主幹教諭、児童支援、生徒指導担当、仲間づくり部員、養護教諭、心の教室相談員、町S C、町S S W、町子育て支援課 等
- (2) 役割
生徒指導担当が中核となり、いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止に向け、児童の実態把握や情報収集、予防対策や事案解決の方向性について協議を行う。
- (3) 運営
いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）を毎月開催する。緊急時には、随時開催する。
- (4) 関係機関との連携



- (5) いじめ事案が発生した際の報告・連絡・相談体制について
 - ① 1次・2次・3次対応による支援と指導（「いじめ問題への対応マニュアル」）





いじめの未然防止に向けた取組の徹底

4 いじめ防止の取組

(1) 教職員研修

ア <いじめ防止のための理論研修>

- 「福岡県いじめ防止基本方針」をはじめとした国、県などの資料を活用した校内研修会の実施
- いじめ防止に関する講師招聘の研修会実施（事務所SC・SVを活用）
- いじめ対策委員会による情報共有と共通理解（毎月の生徒指導委員会）
- 校長による教職員面談を実施。

イ <できる・わかる授業づくり、いじめ未然防止のための児童理解研修>

- 職員間メンタリングによる日常的な授業改善の取組
- 積極的な教育相談や「メンタリングをいかした傾聴」研修会の実施。
- ピアサポートや構成的エンカウンターの研修（夏季休業中）

(2) いじめ未然防止の取組

ア <わかる・できる授業づくり>

- 目標と手立てを明確にした授業計画
- 見通し・交流・振り返りを大切にした授業設計
- 指導方法工夫改善教員、学習支援員と連携した少人数指導等の充実

イ <支持的風土に支えられた学級集団づくり>

- 「聴く」姿勢を大切にした指導
- 心を通わせる挨拶運動
- 責任感を育てる清掃活動の徹底

(3) いじめ見逃しそれぞれを目指したいじめ早期発見の取組

ア <いじめを早期に発見するための日常的な取組>

- 児童の視点からの早期発見の取組
 - ・生活ノートや日記等を活用した児童の実態把握（通年）
 - ・学校生活アンケート（いじめアンケート）の実施（毎月）
 - ・生活ノート
 - ・アイチェック（学校生活状況調査アンケート）の実施（年2回）
 - ・命の教育を、年3回始業式（4月）・終業式（7・12月）で実施

○ 教師の視点からの早期発見の取組

- ・毎月いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）の開催
- ・配慮を要する児童の個票を作成、全職員での情報の共有化
- ・教育相談強調月間の実施
- ・欠席児童宅への電話連絡および家庭訪問の実施

○ 保護者の視点からの早期発見の取組

- ・家庭向けリーフレットを掲載した学校通信を配布し、保護者への啓発。
- ・日常的な保護者との情報交換

5 ネット上のいじめの対応

- 福岡県の保護者と学ぶ規範意識育成事業の実施（5・6年生）
- 「あおぞら」を活用した情報モラル教育の実施（5・6年生）

6 教育相談体制の整備

- 児童支援担当（兼、生徒指導担当）の活用
- 心の教育相談室の活用（毎日、心の教育相談員が在中）
- スクールソーシャルワーカーの活用（新宮町教育委員会に配置）
- 相談ポストの活用（通年）
- スクールカウンセラーの活用

7 保護者・地域への働きかけ

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域、家庭との連携を図って行く。C S 東小学校運営協議会の中で、P T C A や地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進していく。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

- (1) 新宮東小学校運営協議会での報告・相談
 - いじめ問題に関する熟議の設定
区長会や老人会、子ども会育成会への情報提供の要請
- (2) P T C A への働きかけ
 - 子どもの安全委員会との連携によるいじめ等を見逃さない見守り活動に関する協力要請
 - 教養委員会と連携した規範意識親子学習会や学年懇談会におけるいじめ問題に関する研修会の実施
 - いじめに特化した「家庭用リーフレット」や「チェックリスト」の活用
- (3) 地域との連携によるいじめ等を見逃さない見守り活動に関する協力要請

8 学校評価・教員調査

- 学校運営協議会（学校関係者評価委員会）での学校評価
※学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置づけ、達成目標を設定するとともに、適切に評価し、取組の改善を図ること。
- 教職員自己評価の実施（年2回）